

ビラ配りで有罪判決 不当な政治弾圧糾弾！

またまた、裁判所の反動判決が出た。政党の「都議会報告」「区議会だより」をマンションの集合ポストに配布した僧侶が、住居侵入で一審の無罪判決が逆転、有罪判決を受けた。東京高裁は、住民側のビラ投函禁止の貼り紙があったことを有罪としたのである。まさに、憲法より貼り紙を重視したのである。

「えん罪」JR浦和電車区事件」が物語っているように、戦争に反対する人たちへの政治弾圧・言論弾圧が相次いでいる。この有罪判決もそのひとつである。我々は、平和を希求する労働組合として、この有罪判決を糾弾する！

戦争に反対する者は何でも犯罪
郵便・宅配ピザチラシが良くても
政党ビラはダメという理不尽さ！

政党ビラ配り逆転有罪

「高裁に憲法ないのか」

被告僧侶怒りあらわ

言論や政治活動委縮

東京新聞12月12日朝刊